

令和 7 年 4 月

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

水泳指導について

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、大阪市の学校教育の推進にご理解とご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、保健体育科の教育内容の一つである水泳については、水の中で全身を使い、水温・気温の影響を受けながら展開される運動のため、生徒の健康状態によっては事故につながりやすい種目です。そのため、水泳指導についても健康状態の事前確認を徹底しております。具体的には、定期健康診断の結果等を活用し、生活や活動に配慮を要する生徒を普段から把握し、配慮事項について教員間で共通理解を図り、個々の生徒の状況に応じた指導や管理を行うとともに、保護者の皆様からいただく健康情報をもとに、生徒の日々の健康状態を把握しております。

特に、月経時における水泳の授業への参加については、文部科学省 学校体育実技資料 第4集「水泳指導の手引き」（二訂版）に、「近年スポーツ医学の進歩に伴って、科学的な研究が積み重ねられ、現在のところ、水泳を実施することで月経に伴う諸症状が悪化することはない」と示されています。しかしながら、月経に伴う症状には個人によって違いがあることから、養護教諭を含めた教員が日々生徒の様子を確認するとともに、生徒本人・保護者の皆様からの申し出や個々の生徒の状態を踏まえ、的確な状況を把握するとともに、生徒の体調及び心理的要素等についても配慮し、強制とならないよう十分な話し合いのもとプールに入ることが適切かどうかを判断しております。

また、月経を含め、健康上の理由からプールに入れなかった場合、代替措置として補充学習を設定するなど、生徒に不利益が生じないよう配慮をしております。

保護者の皆様には、趣旨をご理解のうえ、生徒の水泳の授業への参加について、十分健康状態をご確認いただき、少しでも気になることがあれば、各校へ申し出ていただきますようお願いいたします。